三　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正関係

輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡しを要しない場合として、関税暫定措置法第八条の六第一項の割当てを受けて指定乳製品等を輸入する場合及び環太平洋パートナーシップ協定の規定により関税の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入する場合を追加することとした。（第七条関係）

四　租税特別措置法施行令の一部改正関係

所要の規定の整理を行うこととした。

五　施行期日

この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八号）（厚生労働省）

1　登録認証機関の登録の基準に関して全ての締約国の領域内にある登録認証機関又はこれに相当する機関にとって不利とならない待遇を与えることを締約国に課する国際約束として、環太平洋パートナーシップ協定を定めることとした。（第四一条の三関係）

2　独立行政法人医薬品医療機器総合機構による外国にある登録認証機関に対する検査又は質問の範囲を、厚生労働大臣による外国にある登録認証機関に対する検査又は質問（専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器又は体外診断用医薬品に係る検査又は質問を除く。）の範囲とすることとした。（第四一条の四関係）

3　外国にある登録認証機関の負担とする当該登録認証機関の事務所における検査に要する費用として、当該検査のため厚生労働省等の職員が当該事務所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当する費用及び当該職員に同行する通訳人が当該所在地に出張をするのに要する旅費の額及び当該通訳人に支払うべき通訳料の額に相当する費用を定めることとした。（第四一条の五関係）

4　この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九号）（厚生労働省）

1　所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二七万円とし、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を四九万円とすることとした。（第一八条第四項関係）

2　被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して賦課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、資格取得後二年間に限らず当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の五を減額する期間を、平成二九年度及び平成三〇年度に限定することとした。（附則第一一条の二関係）

3　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇経済連携協定に基づく報復関税に関する政令（政令第一〇号）（財務省）

1　経済連携協定に基づく報復関税を課し、又は変更し、若しくは廃止すること等が決定された場合の手続について、透明性を向上させるため、告示する事項等を定めることとした。（第一条関係）

2　経済連携協定に基づく報復関税に係る措置をとることが必要であると認められる場合について、関税率の改正その他の関税に関する重要事項を調査審議する機関である関税・外国為替等審議会へ諮問することを定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、別段の定めがある場合を除き、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二八年法律第一〇八号）の施行の日から施行することとした。

政　令

関税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年一月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第七号中「の発給を受けている旨」を削り、「オーストラリア協定原産品申告書等」を「締約国原産品申告書等」に改め、「いずれも」を削る。

第四条の三中「を適用しない貨物」及び「第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。）並びに同法」を削り、「とする」を「並びに同法第七条の八第一項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品（同法別表第一の六に掲げる物品を除く。）とする」に改める。

第四条の十二第二項第五号中「オーストラリア協定原産品申告書等」を「締約国原産品申告書等」に改める。

第八条の四第八号中「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に改める。

第三十六条の三第三項及び第五十一条の十二第三項中「オーストラリア協定原産品申告書等」を「締約国原産品申告書等」に改める。

第六十一条第一項第二号中「（以下この号において「オーストラリア協定」という。）又は経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」を「、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定又は環太平洋パートナーシップ協定（以下この号において「環太平洋協定」という。）」に改め、同号イ(1)中「ことを」を「ことにつき、経済連携協定の規定に基づき、協定締約国の権限ある当局（協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に関して権限を有する機関をいう。）が証明した書類又は当該書類の作成をすることができる者として当該権限ある当局の認定を受けた者が」に改め、「書類（」の下に「いずれも環太平洋協定に係るものを除く。）を、「において」の下に「これらの書類を」を加え、同号イ(2)中「オーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるもの（以下この号において「オーストラリア原産品」という。）」を「締約国原産品」に、「オーストラリア協定第三・十六条」を「経済連携協定」に改め、「作成されたもの（」の下に「環太平洋協定第三章（原産地規則及び原産地手続）附属書三―A7（その他の制度）に規定する書類を含む。）」を加え、「オーストラリア協定原産品申告書」を「締約国原産品申告書」に、「がオーストラリア原産品」を「が当該締約国原産品」に、「オーストラリア協定原産品申告書等」を「締約国原産品申告書等」に改め、同条第四項中「オーストラリア協定原産品申告書等」を「締約国原産品申告書等」に改め、同条第五項中「オーストラリア協定原産品申告書」を「締約国原産品申告書」に改め、同項ただし書中「場合において」を「ものであるとき」に改める。